

永代供養墓「悠久の礎」管理委託契約約款

第1条（目的）

本約款は、宗教法人大乗院（以下、墓地経営者という）が設置、及び運営する永代供養墓における埋蔵、供養及び、管理に関し必要な事項を定め、その埋蔵、供養及び、管理が適切に行われることを目的とする。

第2条（埋蔵及び供養の実施）

墓地経営者は申込者（委託者）が指定する者（以下、使用者とする）の焼骨を永代供養墓に埋蔵し、供養及び管理を行うものとする。

埋蔵する時、「永代供養墓使用承諾証」を添えて使用者の「埋（火）葬許可書」、あるいは「改葬許可書」を提出するものとする。

埋蔵（合同）は月に一度定められた日時に行う。また、埋蔵には立ちあうことができない。

墓地経営者の許可なく、墓前において僧侶、宮司等を呼び法要する事はできない。

第3条（埋蔵形態）

- 安置型は納骨檀にて骨壺のまま13年間安置し、その後散骨する。
- 安置型で二人での申込みの場合、二人目の埋蔵後13年間安置する。
- 安置期間の延長を希望する場合は5年毎ごとに別途定める費用を収める事によりできるものとする。
- 散骨型は骨壺での保管期間はなく月に一度定められた日時に散骨する。
- 散骨後の遺骨の返還はできない。

第4条（永代供養料及び管理料等）

- 申込者は永代供養料として別途定められた金額を支払う事とする。
- 永代供養料には、管理料、納骨料、散骨料が含まれております、その他入会金・管理料・寄付金等はないものとする。尚、生前申込者は別途定められた管理料を納めることとする。

第5条（プレート彫刻）

散骨型でプレート彫刻を希望する場合は別途定める費用を支払い設置する事ができる。尚、安置型・散骨型ともにプレート彫刻の設置場所は将来移動する事がある。

第6条（個別埋蔵料）

個別で埋蔵を希望する場合は、別途定める費用を支払い行う事ができる。

第7条（申込者による契約の解除）

- 申込者は、書面もっていつでも契約を解除することができる。
- 既納の永代供養料は理由の如何を問わず返還されない。

第8条（墓地経営者による契約の解除）

墓地経営者は申込者が次のいずれかに該当する場合は、契約を解除することができる。

- 使用者以外に使用資格を譲渡、転貸したとき。
- 永代供養墓及び霊園の秩序を乱したり、管理業務を妨害したとき。
- 本規約に違反したとき。
- 申込者の連絡先が不明となった時点、及び生前管理料の滞納が3年経過したとき。

第9条（中途解約）

永代供養墓を諸事情により、中途解約を希望し遺骨を搬出する場合、所定の返還申し立て手続きを行い、別途定める手数料を支払うものとする。

第10条（住所変更）

申込者が住所を変更した場合、住民票を添えて速やかに墓地経営者に届け出なくてはならない。

第11条（不可抗力による事故の責任）

天変地異等の不可抗力による損害については、墓地経営者は一切責任を負わない。

第12条（規約に定めない事項）

本規約に定めない場合は、法的に定めるところによるほか、その都度、墓地経営者が勘案して定めるものとする。

第13条（規約の改定等）

現行の法律が改正された場合は本規約も改正されることがある。